

議員提出議案 第 1 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	厚生労働大臣

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 24 日提出

提出者	都城市議会議員	大 浦 さとる
賛成者	〃	榎 木 智 幸
賛成者	〃	森 り え
賛成者	〃	下 山 隆 史
賛成者	〃	永 田 浩 一
賛成者	〃	蔵 屋 保
賛成者	〃	児 玉 優 一
賛成者	〃	三 角 光 洋
賛成者	〃	西 川 洋 史
賛成者	〃	中 田 悟
賛成者	〃	小 玉 忠 宏
賛成者	〃	杉 村 義 秀
賛成者	〃	筒 井 紀 夫

都城市議会議長 永 山 透 様

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること。」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、国において下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定より意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第2号

国会決議を守れない場合は TPP 交渉からの撤退を求める意見書

提出先	{	衆議院議長	参議院議長
		内閣総理大臣	外務大臣
		経済産業大臣	農林水産大臣

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 24 日提出

提出者	都城市議会議員	畑 中 ゆう子
賛成者	〃	永 田 照 明
賛成者	〃	神 脇 清 照
賛成者	〃	児 玉 優 一
賛成者	〃	西 川 洋 史
賛成者	〃	筒 井 紀 夫
賛成者	〃	杉 村 義 秀

都城市議会議長 永 山 透 様

国会決議を守れない場合は TPP 交渉からの撤退を求める意見書

昨年末に合意をめざした TPP 交渉は、日米間はもとより、交渉参加国間の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。TPP は農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD 条項によって国家主権がおびやかされるなど、TPP に対する国民の懸念が広がっているもとで、合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階での TPP 合意をめざすオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を再開し、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。

政府は、この間、交渉にあたっては農産品 5 品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を順守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

しかし、現実には、日本政府は国益を明け渡す譲歩を繰り返し、さらに、アメリカは全面譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ、日本がさらに譲歩し、国益を全面的に損なうことにつながりかねません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

よって、国においては、TPP 交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定より意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

宮 崎 県 都 城 市 議 会